

新型コロナウイルス感染拡大防止のための仙台白百合女子大学の行動指針(BCP)

2021.3.26

・行動制限ステージ(レベル)の判断は、国や地域、本学の状況を総合的に勘案して、災害対策本部が決定します。

2021.5.12 改訂

・この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時各項目の内容を見直す場合があります(最新版をご確認ください)。

2021.8.20 改訂

行動制限ステージ(レベル)		授業(講義・演習・実習) ^{※1}	研究活動	学生の課外活動	学内会議	出張	事務職員勤務体制	キャンパス入構管理		
								教職員	学生	学外者
0	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1 (一部制限)	国内で感染者が発生し、感染拡大への注意が必要な状況。	感染拡大防止対策を徹底した上で、対面授業を原則として実施する。ただし、授業内で感染者が発生した場合は、授業形態をある一定の期間、オンライン授業に切り替える。	感染拡大防止に最大限留意した上で、研究活動を行うことができる。	感染拡大防止対策を十分徹底させた上で、事前申請により、一部の課外活動を許可することができる。	感染拡大防止対策を徹底した上で、対面会議を原則として実施する。	出張先の感染状況を確認し、感染防止対策を行うことで認める。	感染拡大防止に十分留意して、通常の勤務を行う。	通常	対面授業、研究活動、許可された課外活動等のための入構は認める。	感染拡大防止対策を徹底した上で、許可する。
2 (制限:小)	宮城県以外で、政府により緊急事態宣言が発令されている状況(学校および教育活動等に対する自粛要請なし)。	感染拡大防止に最大限留意した上で、対面授業を原則とし、場合によってはハイブリッド式(学内)を取り入れて実施する。ただし、授業内で感染者が発生した場合は、授業形態をある一定の期間、オンライン授業(学内)に切り替える。	感染拡大防止に最大限留意した上で、研究活動を行うことができる。	感染拡大防止対策を十分徹底させた上で、事前申請により、一部の課外活動を許可することができる。	感染拡大防止対策を徹底した上で、対面会議を原則として実施する。	感染拡大地域(緊急事態宣言地域)への出張は原則禁止。その他の出張先については、感染状況を確認した上で、リスク回避を考慮し判断する。	感染拡大防止に十分留意して、通常の勤務を行う。	通常	対面授業、研究活動、許可された課外活動等のための入構は認める。	感染拡大地域(緊急事態宣言地域)からの入構は、原則禁止とする。
3 (制限:中)	政府または宮城県により緊急事態宣言が発令されている状況(学校および教育活動等に対する自粛要請なし)。	オンライン授業(学内)を原則として実施する。ただし、定期試験や卒論、実験・実習・実技の授業科目等で、対面での実施が不可欠な場合は、十分な感染拡大防止対策をとった上で実施することができる。	感染拡大防止に最大限留意した上で、研究活動を行うことができる。	対面による活動は学内外問わず、全面禁止とする。	オンライン会議を推奨し、対面会議は最小限とする。	県外への出張は原則禁止。業務上や心を得ない場合で、学長・学部長・事務局長の許可を得た場合のみ可。	感染拡大防止に十分留意して、通常の勤務を行う。	通常	原則禁止とするが、定期試験や卒論、実験・実習・実技の授業科目等で、許可された対面授業のための入構は認める。	原則禁止
4 (制限:大)	政府により緊急事態宣言が発令され、かつ宮城県から外出自粛要請に加え「施設の使用制限等の要請」が出された場合。	オンライン授業のみ(卒論ゼミ活動を含む)。	感染拡大防止に最大限留意した上で、研究活動を行うことはできるが、事前申請が必要で、研究室滞在時間は制限される。	対面による活動は学内外問わず、全面禁止とする。	原則として、オンライン会議のみとする。	原則禁止	支障のない範囲での一部業務の遅滞や事後処理を許可し、出勤者を可能な限り減じ、在宅勤務とする。	原則禁止 (事前申請と入構記録による制限。)	全面禁止	全面禁止
5 (原則停止)	学内で爆発的感染が起きている状況または宮城県・仙台市・泉区等のロックダウン。	オンライン授業のみ(学内からのオンライン授業は禁止)。	学内施設を使用した研究活動は原則として禁止する。学内への立ち入りには事前申請が必要。	対面による活動は学内外問わず、全面禁止とする。	オンライン会議のみ。	全面禁止	出勤が必要な業務以外は、原則在宅勤務とする。	全面禁止	全面禁止	全面禁止

*学外者への施設貸出しは、ステージ0のみを原則とするが、公的機関等による試験等の会場としての貸出しの場合は、ステージ2までにおいて、完全な感染防止対策をとれるかどうかの評価のもとに許可する場合がある。

*オンライン授業への切り替え①:対面授業またはハイブリッド授業において、対面で授業に参加している学生または教員から感染者が1名でも発生した場合は、当該授業を当分の間オンライン授業に切り替える。

*オンライン授業への切り替え②:対面で授業に参加している学生または教員から複数名の感染者が発生し、その影響で感染(集団感染)した者の数が10名(目安値)を超えた場合は、その状況を総合的に判断して、全授業をオンライン授業に切り替える。また同時に、2週間(10日間)の全学閉鎖を実行する(この場合、オンライン授業は自宅からとなる)。

*学内で感染者が発生した場合は、(この行動指針に関わらず)都道府県等の衛生主管部局(保健所等)からの要請・指導に基づいて、一時的にキャンパス入構禁止措置等を判断する場合がある。

※1 非常勤の方は、詳しくは教務課へお問い合わせください。